

富士見市告示第249号

制限付一般競争入札（ダイレクト入札）を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、この公告に記載されていない事項については、富士見市建設工事等ダイレクト入札共通事項（平成19年告示第225号）を適用する。

令和7年5月21日

富士見市長 星 野 光 弘

工事番号		2507040012
入札方法		制限付一般競争入札（電子入札・ダイレクト）
工 事 名		水谷東ポンプ場更新工事（土木・機械設備工事）
工事場所		富士見市水谷東1丁目地内 柳瀬第10－1処理分区 水谷東ポンプ場
工事概要		ゲート設備 2門 流入人孔改修 1式 付帯工 1式
工 期		契約確定の日から 令和9年 3月26日
設計金額		77,725,000円(税抜き) 85,497,500円(消費税及び地方消費税の額を含む)
最低制限価格		設定する
入 札 参 加 資 格	登録業種	機械器具設置工事業又は土木工事業
	事業所の所在地、総合評定値等	①富士見市内に富士見市と契約締結の権限を有する者を置く本支店等を有し、令和7・8年度の富士見市競争入札参加資格審査結果において、機械器具設置工事の資格審査数値が700点以上の者。 ②埼玉県内に富士見市と契約締結の権限を有する者を置く本支店等を有し、令和7・8年度の富士見市競争入札参加資格審査結果において、機械器具設置工事の資格審査数値が700点以上の者。 ③富士見市内に富士見市と契約締結の権限を有する者を置く本店を有し、令和7・8年度の富士見市競争入札参加資格審査結果において、土木工事の資格審査数値が700点以上の者。

	施工実績等	・上記①の者については、過去１０年間（平成２７年度から令和６年度）に、国又は地方公共団体の発注する機械器具設置工事で１件あたり２千万円以上の完成実績のある者。 ・上記②の者については、過去１０年間（平成２７年度から令和６年度）に、国又は地方公共団体の発注する機械器具設置工事で１件あたり３千万円以上の完成実績のある者。 ・上記③の者については、過去１０年間（平成２７年度から令和６年度）に、国又は地方公共団体の発注する土木一式工事で１件あたり２千万円以上の完成実績のある者。 ・完成実績については、富士見市と契約締結権限を有する者以外の本支店等の完成実績を含めるものとする。
	その他の資格	入札公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。 ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。 ※落札候補者については、社会保険等の加入に関する届出書（届出書第1号）又は社会保険等の適用除外に関する届出書（届出書第2号）等の提出が必要となります。詳しくは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類を確認してください。
	入札参加 受付期間	令和７年 ５月２２日（木） 午前９時から 令和７年 ６月１１日（水） 午後４時まで
	入札期間	令和７年 ６月１２日（木） 午前９時から 令和７年 ６月１３日（金） 午後４時まで
	開札日時	令和７年 ６月１６日（月） 午前９時００分
	再度入札の場合	設計額を公表しているときは、再度入札は行わない。 ただし、設計額を公開しない場合の入札回数は次のとおりとする。 （１） 再度入札は１回までとする。 （２） 初度入札に参加しない者又は初度入札において最低制限価格を設定している場合、最低制限価格に満たない金額で入札を行った者は失格とし、再度入札に参加することができない。 （３） 初度入札の結果、再度入札となった場合の入札書提出期限及び開札は初度入札の翌開庁日とし、再入札書の受付締切時間及び開札時間は、初度入札終了後システムにより通知する。
設計 図書等	閲覧又は 貸出期間	埼玉県電子入札共同システム内の入札情報公開システムに掲載するファイルより取得すること。
	質疑受付	令和７年 ５月２２日（木） 午前９時から 令和７年 ６月６日（金） 正午まで 電子入札システムにより提出すること。 （※質疑については、情報公開システムに添付している質問回答書を使用してください。）
	質疑回答	令和７年 ６月１０日（火） まで 電子入札システムに随時掲示する。

支払条件	予定価格から算出した支払限度額の目安は次のとおりとする。 令和7年度：34,199,000円（消費税及び地方消費税を含む） 令和8年度：請負代金額－前会計年度（令和7年度）までの支払金額 ※請負代金額に対する支払限度額ではないので注意すること。	
前金払	有	請負代金額が200万円以上の場合に限る。前金払の額は、契約額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、継続費又は債務負担行為に基づく契約にあっては、その年割額の40%以内とする。
中間前金払	有	請負代金額が500万円以上の場合に限る。中間前金払の額は、契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし継続費又は債務負担行為に基づく契約にあっては、その年割額の20%以内とする。
部分払	有	部分払いを選択した場合に限る。
契約保証金	要	請負代金額の10分の1以上の金銭的保証を必要とする。（請負代金額が500万円以上の場合に限る。）。
現場代理人の兼務	不可	ただし、主任技術者の兼任が認められた工事については可。（富士見市建設工事請負における現場代理人の常駐義務緩和措置の取扱いによる）
労働環境の確認	「富士見市の契約に係る労働環境の確認に関する要綱」に基づき、契約締結時に落札事業者の労働環境の確認を行うものとする。	
そ の 他	入札情報システムに添付の『入札参加時における遵守事項』を熟知のうえ、入札に参加すること。	
	提出ファイルの拡張子は、「.docx」（Microsoft word）、「.xlsx」（同Excel）又は、「.pptx」（同PowerPoint）としてください。なお、他の拡張子のファイルは提出できません。	
	落札候補者の事後審査の結果、入札参加資格要件を満たしていない等の理由により、契約不締結となった場合は、次順位の入札者が落札候補者となり、事後審査を行います。（落札者が決定するまでこれを繰り返しますが、落札候補者になることができるのは、最低制限価格以上かつ予定価格の範囲内で入札した者のみです。）	

請負代金額が4千5百万円（建築一式工事の場合は9千万円）以上の工事において、営業所技術者等は、建設業法第26条の5に定める特例を除き、主任技術者及び監理技術者になることができない。

したがって、請負代金額が上記金額以上となった場合、落札候補者は入札参加資格確認書類提出の際に、配置予定の技術者が営業所技術者等ではないこと、又は同条の特例の要件に該当することを証明できる資料を添付すること。

問合せ 富士見市役所総務部総務課

049-252-7130